

民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議開催要綱

制 定 平成17年 7月 1日
最終改正 平成25年 9月 2日

(目的)

第1条 都市整備局所管用地等における民間活力導入プロジェクトの実施にあたり、事業を実施する民間事業者の選定に関し、学識経験及び専門知識（以下「学識経験等」という。）を有する者の意見を聴取することを目的に、民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(評価会議の委員等)

第2条 評価会議の委員は、前条に掲げる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、前項に掲げる委員とは別に、民間事業者の選定に関して特定の専門事項に係る意見を聴取するため、当該事項に関する学識経験等を有する者のうちから専門委員を委嘱することができる。

(会長)

第3条 評価会議の会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、評価会議の議事を進行する。

3 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議の運営)

第4条 評価会議は、都市整備局長が招集する。ただし、専門委員については、都市整備局長が必要と認めるときに限り、招集する。

2 都市整備局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(開催)

第5条 評価会議は当面の間、年1回以上開催する。

(その他)

第6条 評価会議の運営に関し、この規定に定めのない事項については、都市整備局長が決定する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から実施する。